

## 一般社団法人日本小児血液・がん学会 評議員等資格審査委員会規程

### (名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会評議員等資格審査委員会（以下「委員会」）という。

### (目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条および定款施行細則第1条、第2条、第3条に基づき、評議員等の資格審査を適切に行うことを目的とする。

### (業務)

第3条 評議員等資格の審査についての実務を執り行う。

- ① 評議員申請者の資格審査
- ② 評議員資格喪失についての審査

### (組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員6名をもって構成する。

### (会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. メール審議を主体とする。
3. メール審議では委員の3分の2以上の参加をもって会議の成立とする。
4. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。
5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

### (任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

### (委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。